

令和7年8月4日	資料 1
第37回医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・研修部会	

特定行為研修制度の現状と見直しについて

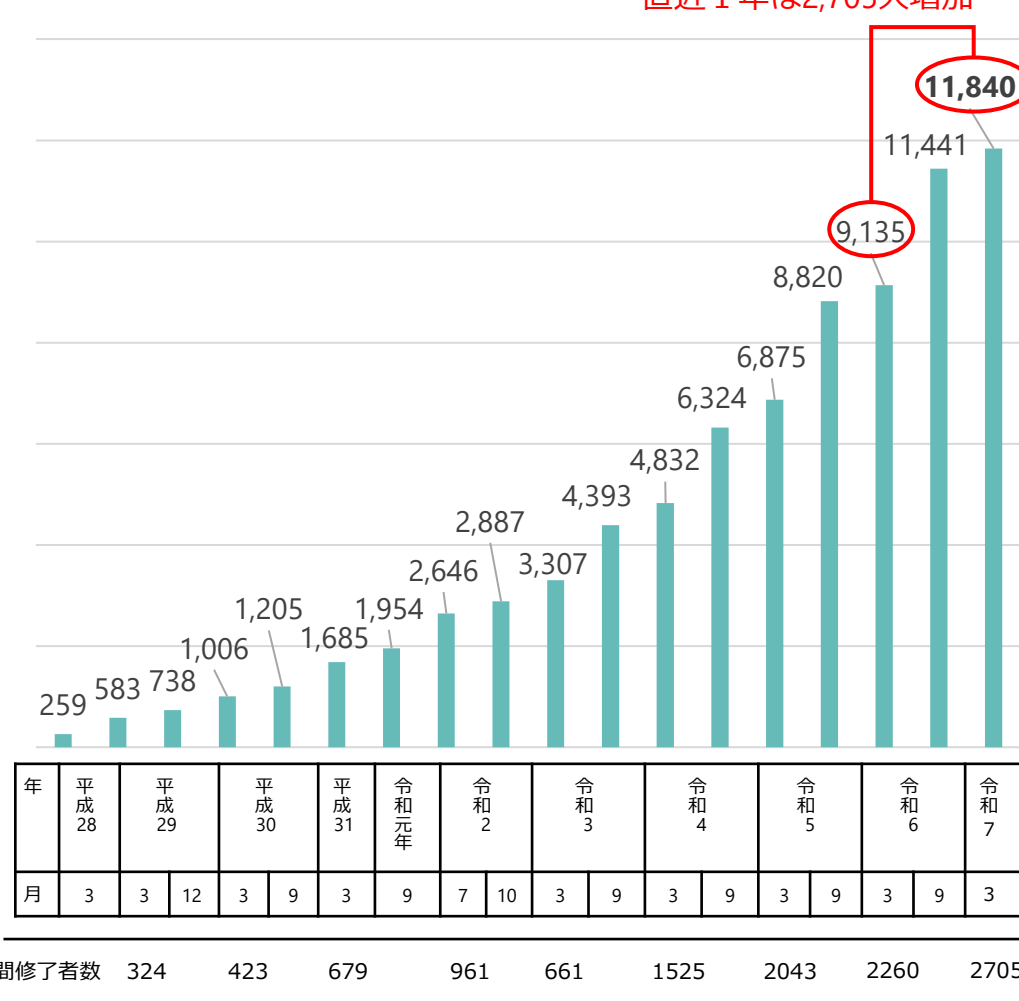
特定行為研修指定研修機関数・特定行為研修修了者の推移

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和7年3月現在で**462**機関、年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は**6,560**人である。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和7年3月現在で**11,840**人である。

■ 指定研修機関数の推移

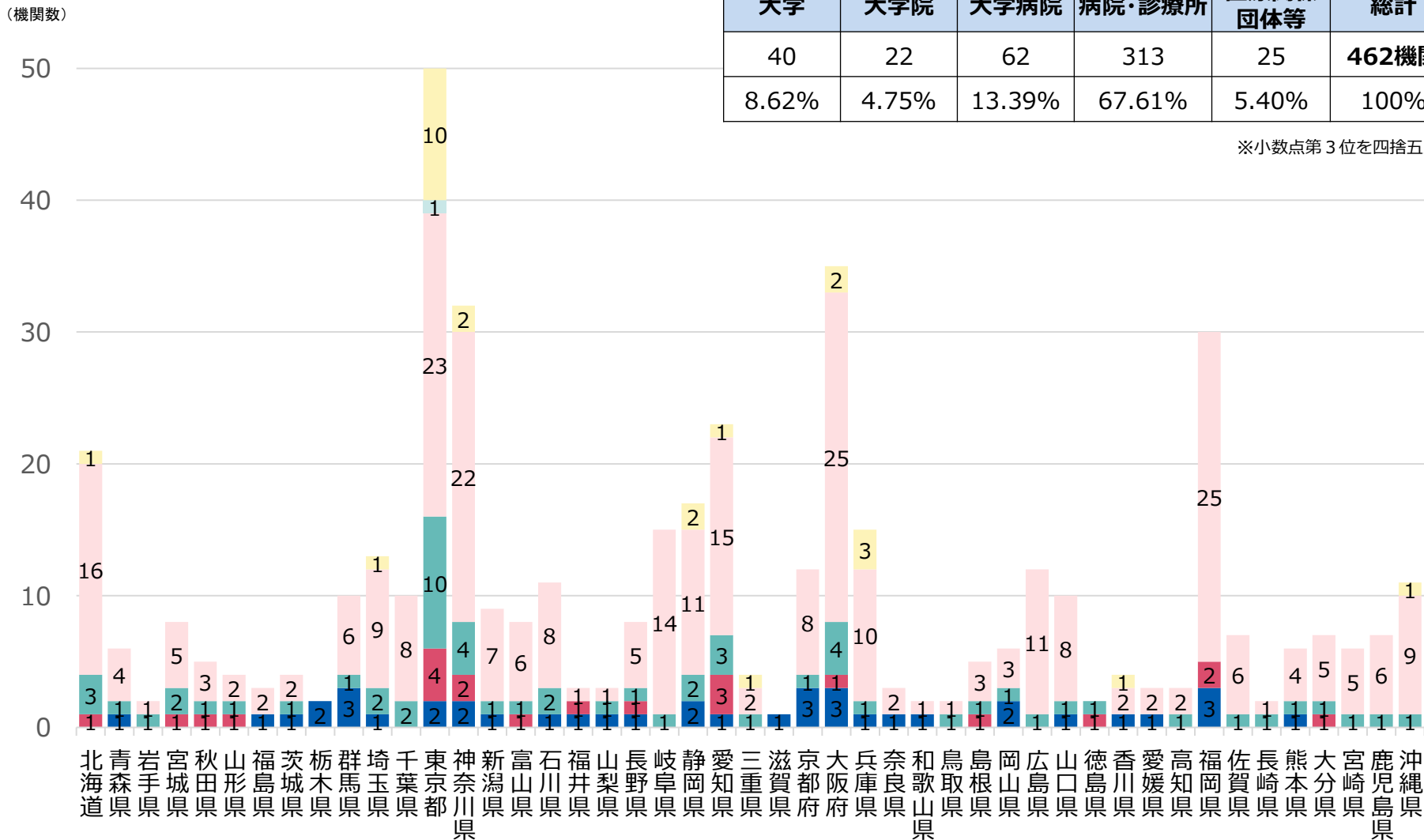


■ 特定行為研修修了者数の推移



特定行為研修を行う指定研修機関の状況

都道府県別指定研修機関数(令和7年3月現在)



施設の種別別指定研修機関数(令和7年3月現在)

大学	大学院	大学病院	病院・診療所	医療関係団体等	総計
40	22	62	313	25	462機関
8.62%	4.75%	13.39%	67.61%	5.40%	100%

※小数点第3位を四捨五入

特定行為研修修了者の就業状況

【就業場所別】

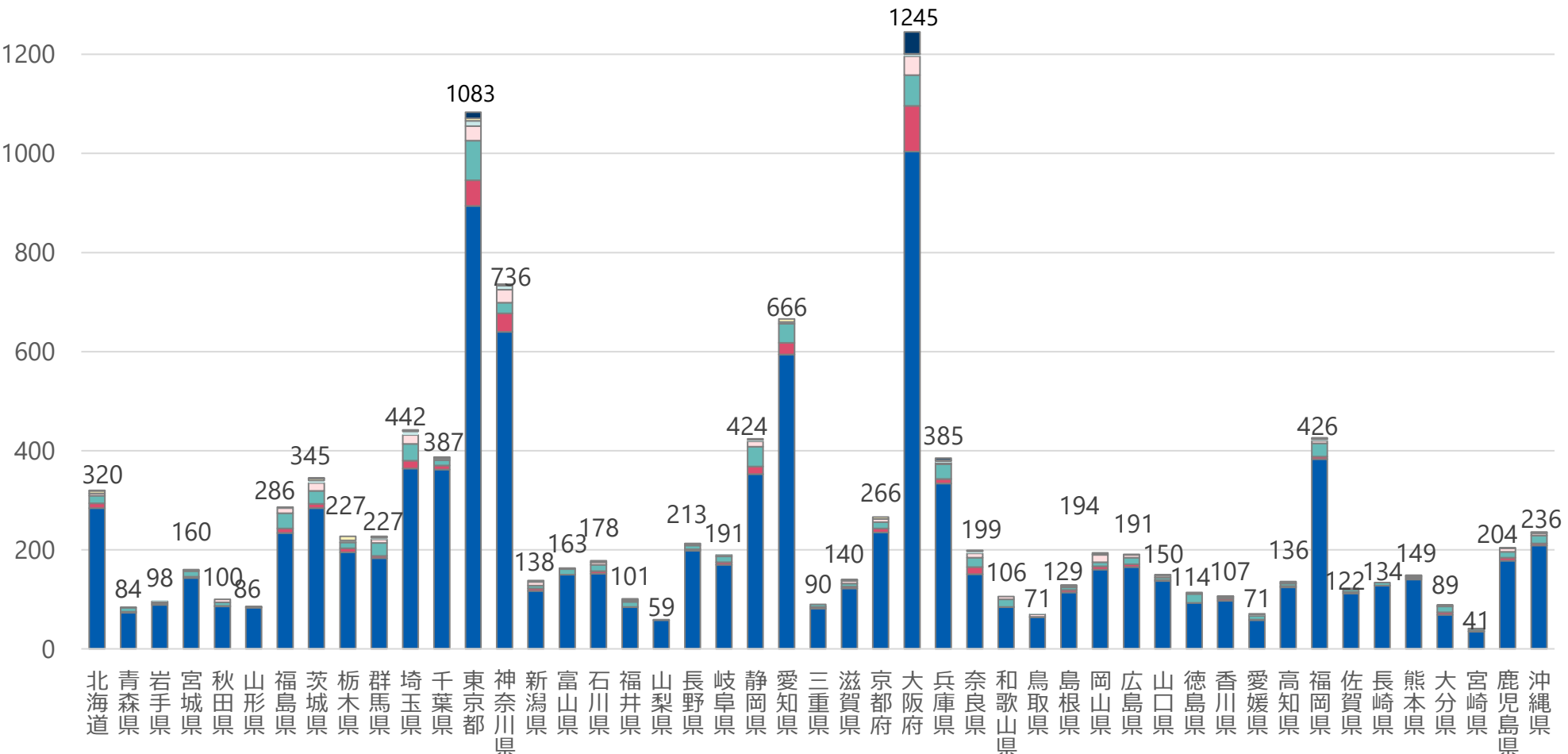
【出典】令和6年度衛生行政報告例より看護課作成

	病院	診療所	訪問看護 ステーション	介護保険施設	社会福祉施設	看護師等学校養成所 又は研究機関	その他	合計
就業者数（人）	10,067	409	725	293	67	68	80	11,709
割合	85.9%	3.5%	6.2%	2.5%	0.6%	0.6%	0.7%	100.0%

【都道府県別】

(人)

■ 病院 ■ 診療所 ■ 訪問看護ステーション ■ 介護保険施設 ■ 社会福祉施設 ■ 看護師等学校養成所又は研究機関 ■ その他



医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について

第8次医療計画においては、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成と就業の促進について、計画的に取り組を進めることが求められている。

■ 特定行為研修修了者の就業者数の目標値についての基本的な考え方と算出例

次の①～③の合計+α（その他、地域の実情に応じて都道府県独自の観点で目標数を追加）

① 在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- 看護師数が常勤換算 5 名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各 1 名以上の配置する場合の就業者数
- 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出
- 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- 療養病棟等に 1 名以上配置する場合の就業者数 等

② 新興感染症等の有事に対応可能な就業者数

【算出例】

- 有事に、ICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において、機動的かつ流動的な対応が可能となる特定行為研修修了者の人数（例えば、診療報酬の施設基準に係る看護師以外に 2 名以上配置、等）
- 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関のニーズ 等

③ 医療機関における看護の質の向上とタスク・シフト/シェアに資する就業者数

【算出例】

- 医療機関の看護師の特定行為研修への受講ニーズ
- 医師労働時間短縮計画の作成対象となる医療機関や、総合入院体制加算を算定する医療機関における特定行為研修修了者の養成ニーズ調査等から算出
（例えば、医療機関が以下のように算出したものの積み上げ。
 - ・ 高度急性期病棟に各勤務帯1名以上、毎日配置するために必要な人数
 - ・ 外科病棟に日勤帯に 1 名以上、毎日配置するために必要な人数） 等

出典：医政看発0331第6号看護課長通知、医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について

第 8 次医療計画における特定行為研修を修了した看護師の就業者数の目標の合計は20,479人

これまでの主なご意見

■ 特定行為研修制度の推進に係る主なご意見

【修了者の活動推進について】

- ・ 特定行為研修修了者（以下、「修了者」という。）の組織的な養成・配置の仕組みをつくる必要がある。修了者が所属する施設において、修了後の継続的なフォローアップ体制が重要ではないか。
- ・ 修了者のフォローアップの仕組みは作るべきである。
- ・ 修了者の実践によりどのような効果があったのかという視点での評価が必要ではないか。

【地域における特定行為研修制度の推進について】

- ・ 訪問看護ステーションや介護保健施設等の看護師が受講しにくい要因には、実習の場を自力で確保できないという課題がある。近隣の指定研修機関や協力施設と連携をとりながら、研修受講の機会を提供できるような体制整備が必要ではないか。
- ・ 代替職員や実習場所の確保を調整することができれば、看護師数が少ない訪問看護ステーションや施設でも研修受講は可能である。

【特定行為研修制度の周知・普及について】

- ・ 特定行為研修や修了者の認知度が低く、医師と看護師が協働する取組が全国に広がると非常に良い。

【その他】

- ・ 修了者の養成を一層進めるためには新人からだけでなく、看護師基礎教育での一部実施も含めて、どの段階で何を学ぶのかの検討を行うべきである。
- ・ 現場のなかで特定行為が結びつくこともあるため、看護師基礎教育というよりも、新人となってから特定行為研修の受講を始めるほうがよいのではないか。
- ・ 医師の配置が少ない介護保険施設では、特に修了者の活躍が期待されるが、介護保険施設で行われる医行為は限られており、病院と同じ研修内容では負担が大きいのではないか。
- ・ 指定研修機関の充実を図るため、指定研修機関に係る事務的な負担をできる限り軽減する必要がある。

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和7年度当初予算 66百万円 (66百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成と特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成及び、修了者のスキルの維持、向上を目指す。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加、特定行為研修修了者の一層の活用の推進を図るため、特定行為研修に対する現場のニーズや特定行為研修修了者の活動の実態、介護保険施設等における研修の受講状況等、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

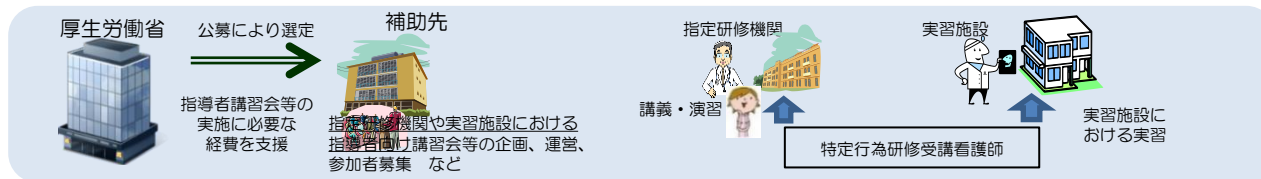
2 事業の概要

指導者育成等事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者等育成

- ・ 目 的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・ 概 要：
 - ①指導者（予定者含む）に対して、指導者としての知識・技術の向上を目指す指導者講習会を実施
 - ②特定行為研修修了者を対象とした、修了者が特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会を実施
- ・ 補助先：公募により選定された団体
- ・ 備 考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定



○指導者リーダー育成

- ・ 目 的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・ 概 要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・ 補助先：公募により選定された団体

実態調査・分析事業

【調査・分析等の内容】

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ② 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
- ⑤ 調査結果の公表・周知 等

◆補助先：公募により選定された団体

特定行為研修の組織定着化支援事業

令和7年度当初予算 1.8億円 (1.8億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 98百万円

1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了者の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため指定研修機関である医療機関等において、**組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了者の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援し、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。**

2 事業の概要等

- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、看護師に共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

事業スキーム

②支援団体の取組

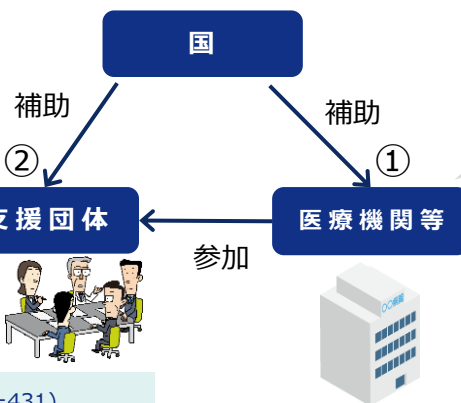
【シンポジウム】対象:全医療機関

- 本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催

【ワークショップ】対象:本事業を実施する医療機関（看護部長等）

- 本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催

シンポジウム・ワークショップ

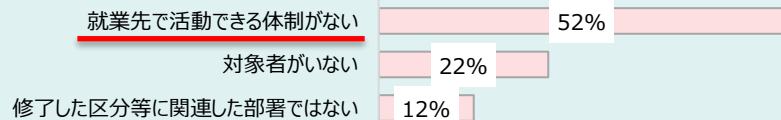


- 実施主体: ①医療機関である指定研修機関等 ②関係団体
- 補助率: ①1/2 ②10/10
- 事業実績: ①68施設 ②1団体 (令和5年度)

①医療機関等の取組（補助要件）全て必須

- (1) 特定行為研修推進委員会の設置
 - ・組織内共通の手順書の作成・見直し
 - ・安全な特定行為の実施の確認 等
- (2) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置
 - ・特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
 - ・臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応
- (3) 就業する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供
- (4) 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への参加

■ 修了生が特定行為を実施していない理由（複数回答）(N=431)



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」：特定行為研修修了生に対するアンケート調査（N=1,364、回収率82.5%）

施策名: 地域における特定行為実施体制推進事業

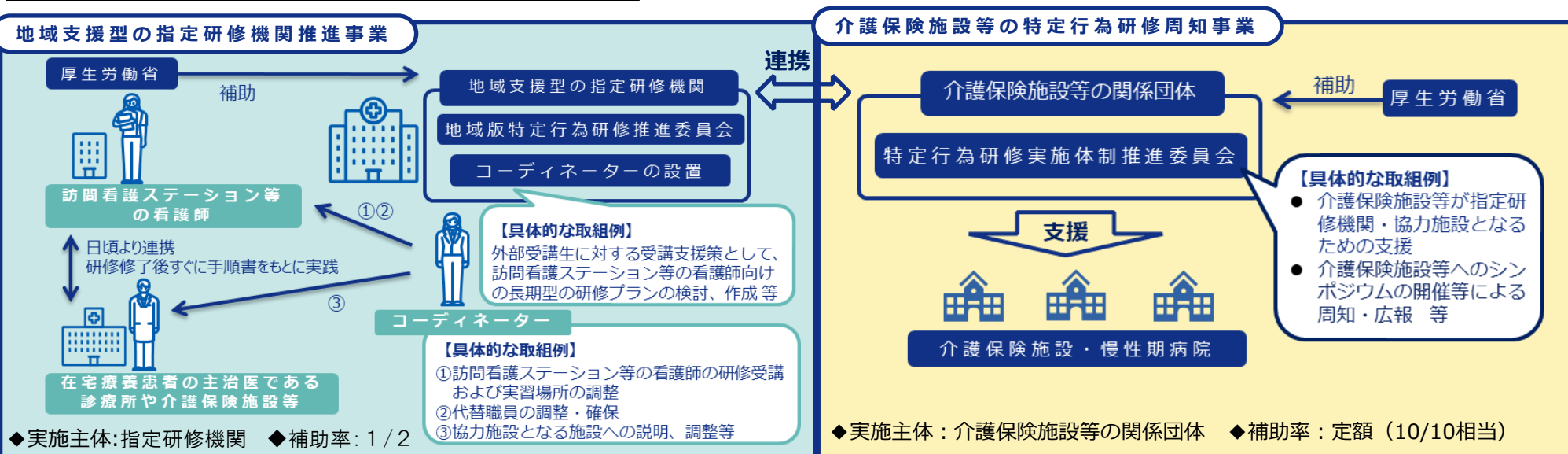
① 施策の目的

訪問看護ステーション等の看護師の特定行為研修の受講を推進するため、特定行為研修制度の周知を行うことに加え、特定行為研修の受講体制を整備する。

③ 施策の概要

- ・地域における特定行為研修実施体制を推進するため、指定研修機関に対し、地域版特定行為研修推進委員会の設置、地域の看護師の特定行為受講等を支援するコーディネーターの設置のための体制構築にかかる費用を補助する。
- ・介護保険施設・慢性期病院等で勤務する看護師の特定行為研修の受講を推進するため、介護保険施設等の関係団体に対し、特定行為研修実施体制推進委員会の設置、介護保険施設や慢性期病院等に対する特定行為研修推進の支援体制の構築にかかる費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域において特定行為研修制度の周知・受講体制を整備し、特定行為研修修了者の活躍を推進する。

施策名：地域標準手順書普及等事業

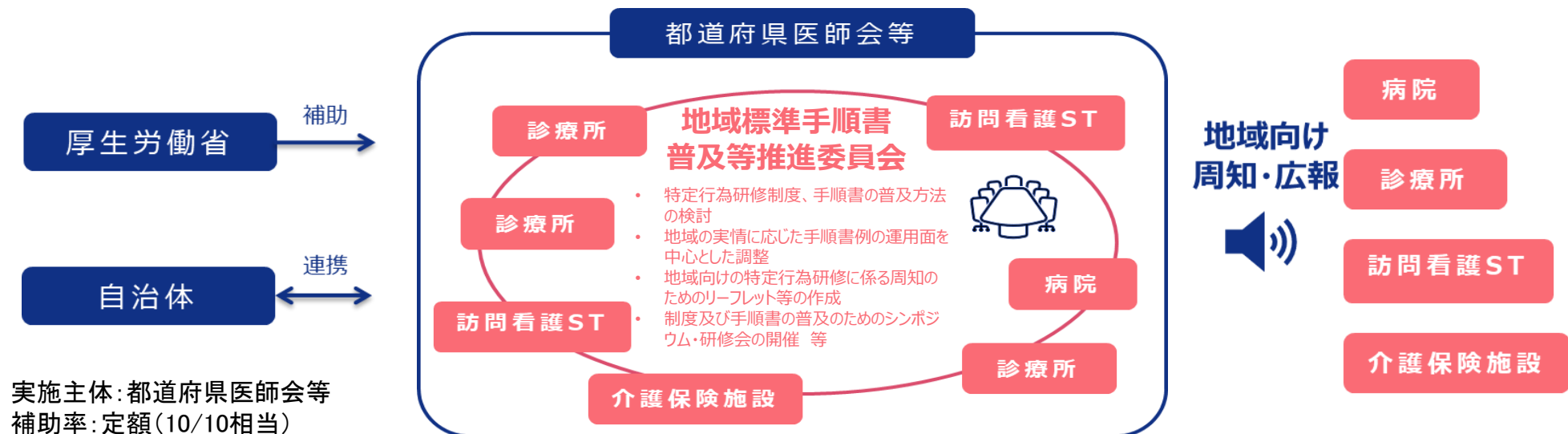
① 施策の目的

地域の医師が手順書を活用できるよう、厚生労働省が公表している標準的な手順書例等について、地域の実情に応じて運用方法等を中心に検討し、手順書及び運用方法等を周知すること等により、地域において特定行為研修修了者が円滑に特定行為を実施できる体制を構築し、その活躍を推進する。

③ 施策の概要

都道府県医師会等が、地域標準手順書普及推進委員会を設置し、地域の実情に応じた標準的な手順書例等の調整、周知・広報を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域において特定行為研修修了者が円滑に特定行為を実施できる体制を構築し、その活躍を推進する。

施策名：医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業

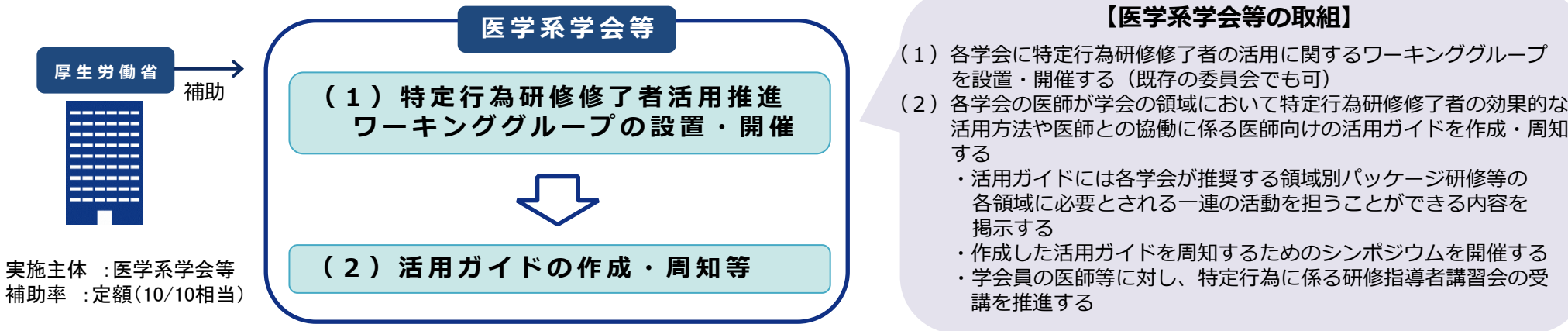
① 施策の目的

タスクシフトの推進等を目的とし、医師と特定行為研修修了者の協働等に対する医師の理解促進及び連携強化を図るとともに指導者の確保・育成を図る。

③ 施策の概要

領域別パッケージに関係する医学系学会において、特定行為研修修了者の活動実態の調査・分析するためのワーキンググループを開催し、各領域における医師向けの「特定行為研修修了者の活用ガイド」を作成するとともに、シンポジウムにおいて「活用ガイド」の普及・周知を行うとともに医師の特定行為に係る指導者講習会の受講推進を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

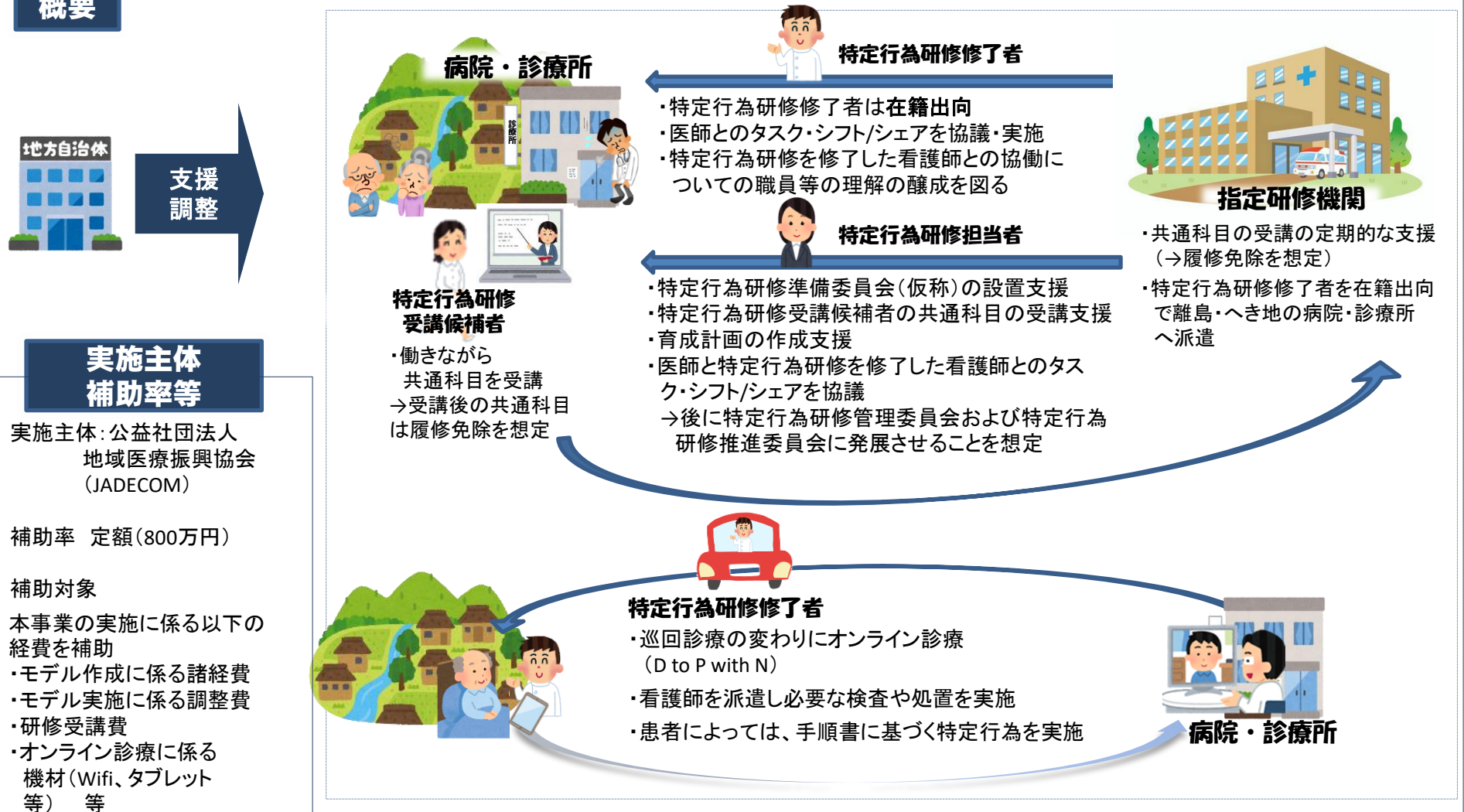
学会が効果的な修了者の活用の在り方を検討し、医師向けの「各学会における特定行為研修修了者の活用ガイド」を作成・周知することで、医師と特定行為研修修了者(看護師)間のタスク・シフト/シェアを推進する。

離島・へき地におけるタスク・シフト/シェア推進モデル事業

目的

○ 看護職員数が限られ特定行為研修を受講しにくい離島・へき地の病院・診療所において、看護師が特定行為研修を受講できる環境の整備、特定行為研修を修了した看護師の活動の普及を行いタスク・シフト/シェアを推進することにより、離島・へき地における医療を確保する。

概要



前回の主なご意見

■ 特定行為研修制度の見直しに係る主なご意見

- 38の特定行為の中には最近、臨床で実施されていないものがあるため、5症例集めるということが物理的に難しい。医学の進歩に応じて、そのようなことが増える可能性があるため、現在の特定行為の見直しが必要ではないか。
- 特定行為の見直しをしていただきたい。
- 時代が変わってきており、制度と実情に乖離があるため、見直しが必要なのではないか。
- どのようにすれば、実習の確保が可能なのか、実践に貢献できるのかということは、特定行為研修をやっている現場が一番知っているため、ワーキンググループを実務者で作り、検討いただき、特定行為研修部会に上げていただきたい。
- 現場をよく分かっている方のワーキンググループによってまず検討するのが良い。

■ 論点

- ① 効率的・効果的な研修に関すること
- ② 特定行為の内容の見直しに関すること
- ③ ①,②に関する検討の体制に関すること

論点① 効率的・効果的な研修に関すること
論点② 特定行為の内容の見直しに関すること
(皮膚損傷に係る薬剤投与関連について)

■ 現 状

- ・ 特定行為の一つに皮膚損傷に係る薬剤投与関連として「抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整」がある。
- ・ 一方で、がん薬物療法に伴う血管外漏出に関する合同ガイドライン2023年版（一般社団法人日本がん看護学会、公益社団法人日本臨床腫瘍学会、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会）において「がん薬物療法の血管外漏出に対して、ステロイド局所注射を行わないことを弱く推奨する。」とされている。

■ 課 題

- ・ 特定行為研修の実習については、少なくとも5症例以上実施する（※）こととされており、皮膚損傷に係る薬剤投与関連においては、研修修了に必要な症例数を確保するのが難しいという課題がある。

※区分別科目の実習は、患者に対する実技を原則とし、当該指定研修機関が設定した特定行為研修の到達目標が達成されるよう、行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を指定研修機関において適切に設定すること。

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（平成27年3月17日 医政発0317第1号（最終改正令和6年4月5日））

■ 対 応 案

- ・ 「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」を含む行為の内容を点検し必要に応じて見直しについて検討してはどうか。
- ・ また、経過的な措置として、皮膚損傷に係る薬剤投与関連において患者に対する実技を行う機会が乏しく必要症例数に満たない場合は、シミュレーター等を利用し実際に患者に対して実施する実習と遜色なく実施されている場合に限り、症例数に含めることを可能としてはどうか。

論点③ 検討の体制に関すること

■ 対応案

○ワーキンググループを設置し、論点に関して整理した上で、本部会において検討することとしてはどうか。

■ ワーキンググループ（案）

1 目的

看護師の特定行為研修制度は、平成27年10月に創設され、平成30年特定行為・研修部会での議論を経て、省令改正が行われた（平成31年4月26日公布）。これまでの看護師特定行為・研修部会等での議論を踏まえ、2040年を見据えた医療提供体制の構築に向け、今後の在宅医療等を支えていく特定行為研修制度の更なる推進に向けた見直しの具体的な検討および措置を講ずるよう本ワーキンググループを設置する。

2 検討事項

- ・ 効率的・効果的な研修について（論点①関連）
- ・ 特定行為の内容の見直しについて（論点②関連）
- ・ その他、部会からの委任事項

3 体制

- ・ 学識者、特定行為研修管理者、手順書を出している医師・特定行為研修実践者等

4 スケジュール

- ・ 9月中：第1回WGキックオフ 以後 月1回程度、計5回程度の開催を予定
- ・ 1月中：とりまとめ
- ・ 2月：ワーキンググループで議論した内容を特定行為・研修部会で報告